音更町公園条例の一部を改正する条例

第１条　音更町公園条例（昭和４７年音更町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第２柏寿台南公園の項及び柏寿台北公園の項を削る。

第２条　音更町公園条例の一部を次のように改正する。

別表第２に次のように加える。

柏寿台西公園	河東郡音更町柏寿台２番地	街区公園

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年１２月１日から施行する。